

令和7年那審第6号

裁 決

漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 a 2

職 名 A甲板員

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月28日23時31分半僅か前

沖縄県クエフ島東方沖合

2 船舶の要目

船種船名 漁船A

総トン数 13トン

登録長 14.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 502キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成17年11月に進水し、船体後部に操舵室を、その前方に無線室をそれぞれ配し、操舵室に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、無線室にレーダー、G P S プロッター、魚群探知機及び寝台をそれぞれ備えていた。

(2) 関係人の経歴等

ア a 1 受審人

a 1 受審人は、（一部省略）Aの船長職を引き継ぎ、a 2 指定海難関係人と共に操業していた。

イ a 2 指定海難関係人

a 2 指定海難関係人は、約40年間漁船に甲板員として乗り組み、操縦免許を受有していなかったものの、（一部省略）Aの操船及び操業に携わり、実質上の漁ろう長であった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、まぐろ旗流し漁業に従事するF R P 製漁船で、a 1 受審人及びa 2 指定海難関係人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和6年10月26日14時00分沖縄県糸満漁港の係留地を発し、同漁港北北西方沖合の漁場に向かった。

a 1 受審人は、翌27日04時00分前示漁場に到着して操業を開始し、翌28日14時30分操業を終了し、同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、a 2 指定海難関係人は、操船及び操業の合間に十分な

休息を取らなかつたので、疲労が蓄積したうえ、睡眠不足の状態であつた。

a 1 受審人は、a 2 指定海難関係人と適宜交替しながら船橋当直に当たり、21時00分神山島灯台から344度（真方位、以下同じ。）18.9海里の地点で、同人と船橋当直を交替したとき、a 2 指定海難関係人に疲労が蓄積したうえ睡眠不足の状態であることを承知していたが、同人がこれまで無難に船橋当直に当たっていたことから、居眠りに陥ることはないものと思い、眠気を催したときは自分を起こすなど、a 2 指定海難関係人に対して居眠り運航の防止措置についての指示を十分に行わなかつた。

船橋当直を交替したとき、a 2 指定海難関係人は、針路を168度に定めて自動操舵とし、7.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）によって進行した。

a 2 指定海難関係人は、レーダー及びG P S プロッターを作動させ、レーダーのガードリングを1.5海里に設定し、航海計器が見渡せる寝台に上がった姿勢で、単独で船橋当直に当たり、22時00分神山島灯台から340度11.0海里の地点に達したとき、疲労が蓄積したうえ睡眠不足により眠気を催したが、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 2 指定海難関係人は、同じ姿勢のまま船橋当直を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、糸満漁港付近に向く針路に転じられず、クエフ島東方沖合のさんご礁に向首して続航し、23時31分半僅か前神山島灯台から237度1.3海里の地点において、Aは、船首が165度を向き、7.1ノットの速力となったとき、同さんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の初

期に当たり、視界は良好であった。

a 1 受審人は、船室で休息中に衝撃を感じて昇橋し、乗り揚げたことを知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船底に凹損を伴う擦過傷を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、クエフ島北方沖合において、糸満漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島東方沖合のさんご礁に向首進行したことによって発生したものである。

Aの運航が適切でなかったのは、船長が、船橋当直中の甲板員に対して居眠り運航の防止措置についての指示を十分に行わなかつたことと、甲板員が、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつたことによるものである。

a 1 受審人は、夜間、クエフ島北方沖合において、糸満漁港に向けて帰航中、資格を有さない a 2 指定海難関係人と船橋当直を交替する場合、同人に疲労が蓄積したうえ睡眠不足の状態であることを承知していたのだから、居眠り運航とならないよう、眠気を催したときには自分を起こすなど、 a 2 指定海難関係人に対して居眠り運航の防止措置についての指示を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、 a 1 受審人は、 a 2 指定海難関係人がこれまで無難に船橋当直に当たっていたことから、居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置についての指示を十分に行わなかつた職務上の過失により、 a 2 指定海難関係人が居眠りに陥り、クエフ島東方沖合のさんご礁に向首進行して同礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせたうえ、廃船させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年9月25日

門司地方海難審判所那霸支所

審判官 山本哲也